

～お知らせ～

◎アライグマ用箱わな、シカ用くりわな、シカ用電気柵購入に係る補助金について

仁木町では農業者のアライグマ用箱わな、シカ用くりわな、シカ用電気柵の購入について補助を行います。

■補助内容

○補助金額と購入上限について

	補助率と補助限度額	一人あたり購入上限
アライグマ用箱わな	補助率2/3 上限1基あたり8,000円まで	3基まで
シカ用くりわな	補助率2/3 上限1基あたり8,000円まで	3基まで
シカ用電気柵	補助率2/3 上限1基あたり80,000円まで	1基まで

注1: アライグマ用箱わな購入を希望する場合には職員より、アライグマ防除に係る講習を受講いただき、仁木町で定めるアライグマ、カニクイアライグマ防除実施計画書の防除実施台帳に従事者として登録される必要があります(およそ10分程度)

注2: シカ用くりわなの購入については狩猟免許が必要になります。わな免許取得に係る補助金も用意していますのでご参照ください。



○問合せ先
仁木町産業課農政係
TEL: 0135-32-2515

■対象者

次の項目全てを満たす方が対象となります

- (1) 農業者のうち、個人の場合は、町内に住所を有する者であって、10a以上の農地にて営農する者であること。
- (2) 農業者のうち、法人の場合は、所在地が町内にあって、町内の農業に係る経営体であること。
この場合、箱わな及びくりわなに係る補助については対象外とする。
- (3) 世帯全員(ただし、法人の場合は法人及び代表者)が町税及び町に対する責務を履行している者であること。
- (4) 本事業による補助金及び国又は地方公共団体等の同種の補助金の交付を受けていない者であること。
- (5) くりわなの機器の設置については、わな猟の狩猟免許を有し、かつ設置した機器が他者にけが等の損害を及ぼした場合にその損害について保険等で弁済できる能力を有していること。
- (6) 箱わなの機器の設置について、当事業を利用して購入した機器を設置する前に講習等により必要な知識を得た上で仁木町におけるアライグマ・カニクイアライグマ防除実施計画書の防除実施台帳にあらかじめ従事者として登録されている者
- (7) 捕獲したアライグマやエゾシカを適切に処理できる者。
- (8) 暴力団関係者でないこと。

■補足

この補助金を利用して購入したわなについて、設置完了から3年間は捕獲活動(わなを設置した日数、捕獲した頭数など)の状況について町への報告義務が発生します。また、設置完了から3年間は再度本事業を利用し、機器を購入する事はできません。

～なぜ、今わなが必要なのか～

シカ狩りなどについては一般的に猟銃を用いて駆除するイメージが付きものですが、猟銃を用いる場合は、道路のそばや人の活動があるような場所(たとえば民家が有るなど)では使用が禁止されています。また、シカの活動が本格化する夜間も同様に使用が禁止されています。つまり、猟銃による駆除では、活動領域が限定的となり、地域によってはシカを目撃しても対応できない可能性もあります。

その中で、人里に近い場所まで侵入するシカに対しては、他者に危害を及ぼしにくいわなの使用が今後町内で有効であると考えられます。

※わなについても、設置が禁止されている区域(公道や他の人の敷地など)もあります。

■ 手続き

(1) 補助金の認定申請書ほか関連書類を町へ提出する。(別記様式第1号を提出する)

○同時に提出する関連書類

- ・ 購入しようとする機器がわかる書類(インターネットからの取得も可とする) (注:製造者、型番 仕様、寸法、購入価格がわかるものをご提出ください)
- ・ 設置場所位置図(図には住所、方角を明記すること)
- ・ 口座振替払申出書(仁木町財務規則(昭和58年仁木町規則第5号)別記第59号様式)
- ・ くくりわなの購入に係る交付申請の場合は、わな猟の狩猟免状の写し、施設賠償責任保険のほか、これに準じた損害賠償責任保険、共済等の加入証書の写し
- ・ 申請者の身分を確認できる書類(運転免許証など)

(2) 町より補助金交付認定通知(別記様式第2号)を受けた後、申請した機器を購入する。購入した機器については、レシート若しくは領収書をもらい保管する。この場合、領収書は「品代」など購入物品が特定できない表現は避けること。

(3) (機器購入のちに機器を設置し終わった後)補助金交付申請書ほか関連書類を町へ提出する。(別記様式第3号を提出する)

○同時に提出する関連書類

- ・ 購入した機器の写真(購入した機器には購入年月日を耐候性に配慮したペン他で記入し、それが明確に判る写真であること。複数枚可)
- ・ 購入した機器の説明書若しくは仕様書(複写可)
- ・ 購入した機器のレシート若しくは領収書

(4) 助成額の確定通知については、申請者の指定する口座に町が振り込む行為をもって替えるものとします。